

奈良県告示第百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和二年六月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
小松 和生	小松整骨院 御所市大字東松本三六五―二七	平成十二年六月三十日
小松 和生	小松整骨院 御所市大字元町四九三―一〇八	令和二年五月十四日